

**令和6年度 包括外部監査**  
**「外郭団体に関する事務の執行について」**  
**包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方**

**久 留 米 市**

**令和8年2月**

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	R06	13	総務部	行財政改革推進課	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>1. 監査結果の共通の意見 (意見1) 存在意義や収益構造等の視点による外郭団体についての大胆かつ積極的な検証と見直し 平成20年(2008年)に(財)久留米市都市公園管理センターと(財)城島地区筑後川水辺環境整備センターの統合、(職)久留米地区職業訓練協会と(職)久留米コンピューターカレッジの統合、(財)久留米文化振興会と久留米市ふるさと文化創生市民協会の事業統合が行われて以来15年程度経過し、人口減少や少子化・超高齢化の進展、久留米市の厳しい財政状況、公共施設の老朽化、加速する社会のデジタル化、民間における公的サービスの範囲の拡大、人手不足、物価高騰など社会環境が大きく変化している状況や行政ニーズの多様化・複雑化、市職員の大量退職問題など環境変化が著しい。</p> <p>このような中、久留米市は、行財政改革推進計画(令和5年度～令和9年度)の中で、将来に向け安定的かつ持続的な財政運営を行う経営的視点と急速なデジタル化や人口減少などの大きな転換期を乗り越えるための積極的姿勢をもって行財政改革に取り組むとし、外郭団体のあり方の検証を重点方針3に掲げ、見直しを計画している。</p> <p>見直しを検討するにあたり、組織の効率化や健全経営、人材の有効活用という観点から、(A)団体集約の視点、(B)財政的視点(経常損益の視点、市の財政的関与の視点)、(C)市の人材の適正配置の視点からも検証が必要と考える。</p> <p>(A)団体集約の視点 14の外郭団体を所管する部は、商工観光労働部5団体、総合政策部2団体、市民文化部3団体、健康福祉部、農政部、都市建設部、教育部はそれぞれ1団体である。 課についていえば、労政課は3団体、総合政策課は2団体で残りは1課1団体を所管する。 数的に見て部局に偏りがあるように思える。 久留米市本体は長年にわたり部や課が再編され、ある程度集約され、機能的に同一の業務を一つの部、課で行っている。そこに連携する外郭団体についても部局ごとに集約化をはかるなど、各団体の管理的機能を縮小するとともに団体間の有機的つながりを引き出す形での再編が検討できないだろうか。 集約する過程で、外郭団体の機能を見直し、すでに役目を終えた業務の廃止、民間委託できる業務は積極的に民間へ移管し、外郭団体を維持するためのみの業務は極限まで削減すべきだと考える。</p> <p>(B)財政的視点 ①経常損益の視点 経常損益の視点とは、外郭団体の経常損益がプラスかマイナスかの視点である。経常損益がマイナスと言うことは長期的に存続不可能という意味である。 過去5年間に於いて経常損益が5年連続赤字の団体は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、公益社団法人久留米市シルバー人材センター、職業訓練法人久留米地区職業訓練協会である。また、公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター、公益財団法人久留米市都市公園管理センターは令和3年度～5年度の3年間継続して赤字である。5年間のうち4年赤字の団体は、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会である。 令和5年度においても、経常損益がマイナスの団体が7団体あり、(福)久留米市社会福祉協議会▲86百万円、(一財)久留米市開発公社 ▲36百万円、(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会 ▲11百万円、(公財)久留米市都市公園管理センター▲10百万円、(職)久留米地区職業訓練協会▲6百万円、(公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター▲4百万円、(公社)久留米市シルバー人材センター▲2百万円である。 5年連続赤字の団体や直近の3年間連続赤字などの団体については存在意義、ビジネス構造等から重点的に団体の存続の可否を検討する必要がある。 ただし、公益団体であるので、例え赤字であっても公益目的のため必要というのであれば補助金等を厚くし公的意義が認められる間は存続させる必要もある。いずれにしろ存続可否についての重点的検討が必要である。</p> <p>②市の財政的関与の視点 外郭団体の経常収益合計は58億円に対し、市からの補助金、委託料、指定管理料の合計は31億円で外郭団体の経常収益の53.2%が市からの財政的関与で成立している。 市の財政的関与が1億円以上の外郭団体は、(公財)久留米文化振興会622百万円、(公財)久留米市生きがい健康づくり財団613百万円、(公財)久留米市都市公園管理センター581百万円、(福)久留米市社会福祉協議会380百万円、(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会300百万円(公社)久留米市シルバー人材センター291百万円の6団体である。</p>	意見	<p>外郭団体は、その時々様々な市民ニーズに対し、高い専門性を発揮しながら、効果的・効率的に公共サービスを提供し、市と密接に連携して業務を補完する役割を果たしています。 社会経済状況が変化中、これまでも、時代に応じた外郭団体の見直しに取り組んできましたが、今後も、市として外郭団体のあり方を検証するとともに、外郭団体に対し、市と連携した公共サービスの担い手として、経営改善や事業の見直しに取り組むよう、指導・助言を行ってまいります。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
					<p>経常収益に占める市の財政的関与が50%超の外郭団体は、(公財)久留米市生きがい健康づくり財団92.3%、学校給食会89.5%、(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会87.9%、(公財)久留米市スポーツ協会81.1%、(公財)久留米市都市公園管理センター74.0%、(公財)久留米文化振興会72.1%、(福)久留米市社会福祉協議会57.9%の7団体である。</p> <p>財政的関与が1億円超で経常収益に占める財政的関与が50%超の外郭団体は、(公財)久留米文化振興会、(公財)久留米市生きがい健康づくり財団、(公財)久留米市都市公園管理センター、(福)久留米市社会福祉協議会、(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会の5団体である。これらの団体については、財政的関与が妥当か、必要か、補助金は必要か、委託先や指定管理先として外郭団体だけがふさわしいのか、民間企業ではなぜ不都合か、部分的にでも民間企業で行える業務はないか、委託等の方法を変えれば民間企業でもできはしないか、外郭団体を存続させるために委託先や指定管理者にしていけないか、などの視点で検討すべきである。</p> <p>財政的関与が1億円超で経常収益に占める財政的関与が50%超の外郭団体でかつ経常損益がマイナスの団体である(福)久留米市社会福祉協議会、(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会、(公財)久留米市都市公園管理センターについては、その存続意義、収益構造の見直し、業務のやり方、人員配置、職員待遇等の見直しを早急に行うべきである。</p> <p>これらの市の財政的な支出については、外郭団体に市が団体の目的を達成するための「財政的関与」を行っているか、「財政的関与」ではなく、漫然と団体を存続させるためだけの「財政的支援」になっていないか、という視点での精査が重要である。</p> <p>市の厳しい財政状況の中、外郭団体への財政支出については厳しく精査すべきであるとする。</p> <p>(C)市の人材の適正配置の視点                      外郭団体の常勤役員                      18人は全て市職員又は市OBで14名のOBが常勤理事のポストに就いている。                      市のOBが配置されている意義としては、職員としてのこれまでの知見を団体運営・事業に生かすこと、また、団体と市との関わりをより円滑にすること等がある。                      一方で、市本庁も大量退職の時期を迎え本庁自体のマンパワーが不足してきているので、退職したとはいえ経験豊富な職員は本庁にて活用することが有意義だと考えられる。                      外郭団体に市のOBが配置されている意義に鑑み、真に必要な人員配置について精査を行い、状況によっては、市役所OBのポストを削減する等の対応も検討すべきである。                      また、市民目線では、市職員の退職後のポストとして外郭団体の理事長職、職員のポストを残していると映るものである。</p> <p>以上述べたとおり、外郭団体の課題の根底には上記(A)団体集約の視点、(B)財政的視点(経常損益の視点、市の財政的関与の視点)、(C)市の人材の適正配置の視点が複雑に絡み合っている。外郭団体を集約する、民間でできることは全て民間へ移譲するなど、そのあり方等について一定の割り切りをもって大胆かつ積極的に改革する必要がある。</p>			

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
2	R06	16	総務部	行財政改革推進課	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>1. 監査結果の共通の意見                      (意見2)指定管理施設について</p> <p>①公募・非公募等比率                      まず、公の施設の指定管理の比率を示す以下の表を見るとわかるように、施設数で比較すると、84%の342施設が非公募で、全408施設中61施設の15%のみ公募である。                      また、協定数で比較すると、5協定(21%)が非公募で、19協定(79%)が公募により指定管理者が選定されている。                      今後も、より多くの施設を民間のノウハウを活かした効果的効率的管理にゆだねるために、公募を推進すべきである。</p> <p>②非公募の指定管理施設                      施設数で見ると、非公募の施設の外郭団体管理の割合は97%と高く、非公募342施設のうち331施設が久留米市都市公園の指定管理で公益財団法人久留米市都市公園管理センター(外郭団体)へ業務委託している。331施設というのは、公の施設408施設の81%に該当し、久留米市都市公園の指定管理を公募にすることで、公の施設の指定管理の民間活用が促進されるとも考えられる。                      一方で、公益財団法人久留米市都市公園管理センター(外郭団体)の指定管理者公園事業(331公園) 205.27% (令和5年度決算額395.503千円)の業務は、市内都市公園及び公園施設等を造園業者、地元団体、専門業者の協力のもと管理することであり、当然331施設を1社のみ指定管理というのは受託できる民間企業は限られてくるであろう。                      そのような中で、都市公園の指定管理で民間活用を図るためには、ごみ収集のように複数業者に指定管理させるために、エリアごと、業務ごとなどで業務を細分化し大部分を民間企業に指定管理させ、民間に任せられない部分のみ、外郭団体への指定管理または直営にするなど検討し民間への委譲範囲を広げるなどの手法が考えられる。                      都市公園の指定管理については、効率的に管理を行うために、スケールメリットを考慮して、公益財団法人久留米市都市公園管理センターを指定管理者としていると考えられるが、市民サービスの向上という視点から考えると、効果的な管理と同時に、魅力的な公園運営も重要だと考える。                      指定管理者を選定する際には、民間で管理運営することによる市民サービスの向上・施設の魅力創出の視点も考慮しながら、外郭団体に任せざるべき指定管理施設を検討されたい。                      なお、公益財団法人久留米市都市公園管理センター(外郭団体)が運営する、鳥類センター事業、市民流水プール事業、ゴルフ事業も民間主体の運営に移行した方が施設が活性化し、利用者サービスの向上に資するとも考えられるので、こちらも積極的な民間活用を検討されたい。</p> <p>③公募の指定管理施設について                      第2章外郭団体の概要3 公の施設類型表《指定管理施設》に記載の通り、指定管理を公募している61施設のうち54%の33施設において外郭団体が指定管理者に指定されている。                      久留米市城島保健福祉センター(城島げんきかん)は民間企業等へ指定管理しているのに対し、久留米市三潞総合福祉センター、久留米市田主丸老人福祉センター、久留米市身体障害者福祉センター、久留米市老人福祉センター、久留米市母子・父子福祉センターは社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が受託している。                      久留米市体育施設(田主丸地域)8施設はNPO法人が指定管理し、久留米アリーナなど中央公園周辺の久留米市体育施設(5施設)は民間企業が業務受託しているにも関わらず、久留米市体育施設(荘島体育館ほか)18施設については、公益財団法人久留米市スポーツ協会(外郭団体)が受託している。                      久留米市行財政改革推進計画(令和5年度～令和9年度)における「民間事業者の担うことができる公的サービスの範囲が拡大するなど、外郭団体を取り巻く環境は変化しているため、外郭団体のあり方を検証し、団体運営の見直しを進めます。」という方針を踏まえ、外郭団体は自らが、団体の設立目的を踏まえた指定管理業務を行う必要性について、十分に検討を行うべきである。                      市側が指定管理者に期待することは民間ならではの発想や発信力により市民ニーズに応えられる業務を行うこととすれば、理事長が市のOBの団体を指定管理者に採用してもこれまでの市の業務の延長となることも想定される。                      市側としても、指定管理施設における民間の力を活用する有用性を考慮した上で、外郭団体の活用を検討すべきである。また、民間企業の活用を促すため、他市の事例のように、市側が外郭団体の受託に対し一定の制限を設けることも、方策の一つとして考えられる。                      なお、指定管理者の公募にあたっては、人手不足、物価高騰等により現在では応募者がいないということもあろうが、そのような場合は改めて業務自体の必要性を検討するとともに、管理範囲の縮小や業務削減も一つの手段として考えるべきである。</p>	意見	<p>指定管理者の選定方法については、施設の設置目的などを考慮の上、公募、非公募を適正に判断しています。                      令和7年度に、指定管理者制度の全般的な検証を行い、外郭団体の非公募選定基準の明確化や、民間事業者等の応募意欲の喚起などに取り組むこととしており、今後も、外郭団体と指定管理者制度の適正かつ効果的な運用を図ってまいります。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
					<p>これまで述べたように、外郭団体については、市の財政的な関与のほか、団体の集約や市の人材の適正配置などについての課題がある。</p> <p>これらの課題について、例えば、指定管理の切り口で検証すると、指定管理団体に外郭団体を指名することで、外郭団体の業務や財源を確保し、本来役割を終えた外郭団体でも延命することとなり、市のOBのポストも保たれる。結果として外郭団体の統合解散が進まない状況にあるのではなからうか。</p> <p>久留米市の方針として、久留米市行財政改革推進計画(令和5年度～令和9年度)においては、「すべての外郭団体について、設置趣旨、事業の範囲や内容、経営状況などの検証を行った上で、団体の運営方法と財政的・人的な市の関与のあり方を見直します。」と記載がある。</p> <p>今後、当監査における意見を踏まえ、団体の集約、市の人材の適正配置、外郭団体の業務範囲、指定管理範囲なども考慮しながら、市民の期待に応えられるように、外郭団体のあり方を見直し、指定管理者制度の運用を図りたい。</p>			
3	R06	19	総務部	行財政改革推進課	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>1. 監査結果の共通の意見                      (意見3)各団体のコンプライアンス及びガバナンス強化</p> <p>今年度の包括外部監査において一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構における現金過不足、公益財団法人久留米市スポーツ協会における振興費や加盟団体への補助金の透明性の向上、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流会における、久留米市補助金の事業区分と公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会での事業区分の相違など、団体における課題が多く発見された。</p> <p>公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会では理事の理事会出席率が低い点、公益財団法人久留米市スポーツ協会では理事・評議員の男女比に対しても提言を行っている。</p> <p>久留米市行財政改革推進計画[令和5度～令和9度]は、持続的な財政運営、経営的な視点、持続的な行政運営などの視点にたつて改革を行われるとのことであるが、市民のコンプライアンス及びガバナンスへの意識は以前にも増して高まっている。コンプライアンス及びガバナンスの視点の強化も取り組まれない。</p>	意見	外郭団体に対し、コンプライアンス及びガバナンス強化について適正に取り組むよう、指導・助言を行ってまいります。	意見に対する見解
4	R06	95	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各論</p> <p>1. 久留米市土地開発公社                      (指摘1)久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社のあり方の早急な検討と結果の公表</p> <p>久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社のあり方については、長年両公社の役割がわからない、公社が2つも必要ないなどという観点から、市民の意見、議会での質問、監査委員からの意見、包括外部監査の意見などが出されてきたが、市側からの見解が出されていない状況が継続している。今回の監査時のヒアリングにおいて市から、「土地公社は、市の事業に必要な公共用地の取得について柔軟な対応が可能であること、財団公社は市の発展に向けた独自の開発が行える等、両公社の事業は市の円滑な事業進捗、発展に資するものです。しかしながら、社会環境や公社の役割の変化を踏まえ、両公社のあり方について統廃合等を含めて検討しているところです。」との回答は得たもののいつを期限に等明確な時期等は回答を得られなかった。</p> <p>当該課題については、議会、監査委員、包括外部監査などで質問・議論されてきたがその結論は出ていない。</p> <p>今回監査を実施し、両公社については、公共用地の先行取得や独自の開発事業という役割を担い、市の発展を支える事業推進の下支えをしてきており、その役割は、十分に果たされてきたと考えられる。</p> <p>一方で、長期保有土地の問題を抱えており、その土地利用については、今後の課題として残されている。また、人口減少に代表されるように、今後、社会情勢が大きく変化していくことは、必然であり、大規模事業の実施を前提とする両公社の存在については、早期に見直す必要があると考える。</p> <p>両公社のあり方を見直しにあたっては、以下の点も考慮しながら、市としての見解を早期に示し、社会環境の変化に的確に対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両公社は、固定資産を多く保有しており、あり方を見直すためには、その資産の取扱いについての整理が必要である。</li> <li>・両公社は、設立に関する法令が異なるため、両公社の統廃合等についてはより詳細な分析の上、結論を整理することが必要である。</li> </ul> <p>検討の結果、現状のまま2公社体制を継続するにしても、市側の見解を早期に示し、定期的に見直すことが必要である。</p>	指摘	久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社のあり方については、存続、統合、廃止それぞれのメリット等の検討を進め、市の事業に与える影響や必要とされる機能の確保の方法、保有財産の取扱いなど関係法令や先行事例と照らし合わせながら検証を進めております。課題への対応方法など整理を図り、令和7年度中に、市の方針を決定することとしています。	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
5	R06	96	総合政策部	総合政策課	第5章 各論 1. 久留米市土地開発公社 (指摘2)久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社のあり方の早急な検討と結果の公表 筒川治水事業に長期保有土地を転用すれば久留米市土地開発公社の長期保有土地の大部分が減少するが、公拡法事業(都市計画道路東町豆津線)の事業用地は長期保有土地として残ることとなる。 この土地は取得から30年近く経過し、取得価額もさることながら利息費用も多額に計上され用地の簿価が毎年積みあがっている状況にある。 久留米市は全庁的にその利活用方法を検討する必要がある。	指摘	長期保有土地については、公拡法事業(都市計画道路東町豆津線)の事業用地のみとなりました。 利活用方法について、庁内で検討しているものの、決定には至っておりません。今後、公社のあり方とあわせて、整理を進めてまいります。	検討中
6	R06	96	総合政策部	総合政策課	第5章 各論 1. 久留米市土地開発公社 (意見4)筑後川公園用地活用に係る取引 筑後川公園用地については、用途を変更し筒川下流貯留施設の事業用地等として久留米市企業局上下水道部へ売却して活用する予定となっているが、長年保有することにより生じた利息費用、諸経費を加算した簿価にて売却しなければならないという公有地拡大推進法第17条1項の規定がある一方、先行取得の目的は公園用地であったことから、久留米市企業局上下水道部が先行取得を依頼したわけではないため、企業局は長期間保有により生じた利息等の費用を負担する必要はなく、追加取得する土地と同等の時価での取引が行わなければならない。	意見	当該用地の売買にあたっては、久留米市土地開発公社が長期保有することにより生じた利息費用や諸経費について、久留米市が負担しています。	意見に対する見解
7	R06	120	総合政策部	総合政策課	第5章 各論 2. 一般財団法人久留米市開発公社 (意見5)櫛の里駅用地の利活用の検討 平成7年に取得しJR久大本線活性化促進協議会において、新駅開設の要望活動を続けてきた櫛の里駅用地は、事業展開、採算性などの観点から現在も使用方法が見いだせていないが、全庁的に早期に今後の利活用を検討されたい。	意見	久大本線活性化促進協議会において、要望活動を続けてきましたが、採算性などの課題があり、現時点での整備の見込みは立っていません。社会環境や予定地周辺の状況の変化などを踏まえながら今後の方向性について検討してまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
8	R06	144	市民文化部	文化振興課	第5章 各論 3. 公益財団法人久留米文化振興会 (意見6)業務委託契約に関するモニタリング体制の構築 当団体においては、各事業の運営において多くの委託先と業務委託契約を締結しており、当該契約にあたっては、契約事務規程に則り①競争入札契約②競争見積契約③特命見積契約及び④業務提案契約のいずれかの方法によることとされている。中には文化ホール等芸術文化施設や美術館の管理運営といった、高い専門性を必要とする業務があり、係る業務は競争入札等による契約は適さず特命見積契約により行われ、実質同一の業者が長年継続して請け負っている契約もある。このような契約に対して、委託先の業務実施結果について事後的な評価を行っているものもあるが、その実施状況には契約によってばらつきがある。当団体の行う業務の性質から競争入札等に適さず特命見積による契約によらざるを得ない状況であることは理解でき、契約締結手続き上問題はないが、同一業者が長年受託し続けている状況は、業務の効率性や提供するサービス等の質が向上する点で有用である反面、不正の誘因ともなりかねない。従って係るリスクを未然に防ぐためにも、委託先の業務実施結果についての事後的な評価を実施することを規程において明確化する等、該当するすべての契約に対して適切な業務のモニタリングが実施されるような体制を構築することがより有効であると考えられる。	意見	当団体につきましても、該当する高い専門性を必要とする業務委託につきましては、モニタリング及び評価シート・責任者との定期的なミーティング等を実施しています。また、今後は担当部署のみのモニタリングではなく、他部署を含めたモニタリング体制も検討し、透明化を図っていきます。	意見に対する見解
9	R06	144	市民文化部	文化振興課	第5章 各論 3. 公益財団法人久留米文化振興会 (意見7)情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備 リスク管理として、情報セキュリティに関する体制や苦情解決に関する体制を確認したところ、対策や対応手順等を記載した規程を整備している状況は見受けられなかった。知的財産や顧客情報を保護するために外部からの攻撃に対する対策や情報漏洩を防ぐ対策を取り決めた「情報セキュリティに関する規程」及び顧客からの苦情に適切に対処するとともに、従業員を保護するために苦情があった場合の処理の手順と責任者を明確にした「苦情処理規程」の二つを整備することが望ましい。	意見	当団体におきましても、情報セキュリティ及び苦情処理規定の整備は喫緊の課題と認識しており、情報収集を行っており、年度内を目的に整備を予定しています。	意見に対する見解
10	R06	156	市民文化部	体育スポーツ課	第5章 各論 4. 公益財団法人久留米スポーツ協会 (意見8)指導者養成分野における事業の拡充 事業活動の中で、指導者養成事業としては「スポーツ医科学講座」の開催及び指導者育成に必要な費用の一部を競技団体に助成しているのみである。 指導者の育成は、スポーツ振興を推進するスポーツ協会にとって重要であり、不可欠な取り組みと考えられる。この分野における事業の拡充が求められる。	意見	団体統合による事業実施体制強化のうちは、競技団体とも協議のうえ、指導者の育成や、指導者と競技者のマッチング等を行える仕組みを構築していく方針です。 【措置方針を決定】	措置済 【今後の措置方針を決定】
11	R06	156	市民文化部	体育スポーツ課	第5章 各論 4. 公益財団法人久留米スポーツ協会 (意見9)障害者スポーツへの支援 事業活動の中に、障害者スポーツを支援する取り組みが見受けられない。 障害者スポーツは、スポーツ振興の一環として極めて重要な分野である。この取り組みを通じて、多様な層にスポーツの魅力を届けるとともに、包摂的な社会の実現に貢献する事業の展開が求められる。	意見	団体統合による事業実施体制強化のうちは、まずは障害者スポーツを取り巻く現況や必要な支援内容等を把握し、明確化したうえで対応していく方針です。 【措置方針を決定】	措置済 【今後の措置方針を決定】
12	R06	156	市民文化部	体育スポーツ課	第5章 各論 4. 公益財団法人久留米スポーツ協会 (意見10)理事・評議員の男女比改善 理事および評議員が男性に偏っている。 スポーツを実際に行う人々の男女比は均衡しているにもかかわらず、意思決定機関での偏りは望ましくない。ジェンダーバランスを改善し、より多様な視点を反映した運営を目指すべきである。	意見	R7.6月の理事改選にあたっては女性理事の積極推薦を呼び掛けたほか、団体統合に向けての役員体制の変更(R8.1予定)においては、女性競技者・指導者等を選任する枠を新設しました。	措置済
13	R06	156	市民文化部	体育スポーツ課	第5章 各論 4. 公益財団法人久留米スポーツ協会 (意見11)アンケートの実施とその活用 利用者数に対してアンケートの実施件数が少なすぎる。 スポーツ協会の事業を適切に評価するためには、利用者からのフィードバックを増やす仕組みが必要である。例えば、アンケートをデジタル化し回答の手間を減らすほか、回答者にインセンティブを提供するなどして、回収率を向上させるべきである。	意見	窓口における口頭での要望等に対しても、要望事項以外に関する評価材料を得るため、アンケートの記入を依頼するよう改めました。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
14	R06	157	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各論 4. 公益財団法人久留米スポーツ協会 (意見12)加入団体への補助制度の検証(振興費Ⅱ廃止及び振興費Ⅰの修正の検討) 公益財団法人久留米市スポーツ協会補助金等交付基準によれば、補助金の区分の一つである「振興費Ⅱ」については加入団体が納入した前年度の賛助会費の6割に相当する金額とされている。また、「振興費Ⅰ」の区分においても、前年度の賛助会費の金額が評価され、その一部が翌年の振興費Ⅰとして返金される仕組みとなっている。結果として、加入団体は賛助会費を支払った場合、翌年にその6割以上の金銭が振興費Ⅰ及び振興費Ⅱとして返金される構造となっている。 この返金の仕組みには、以下の課題がある。 1. 資金の固定化による経済的負担 賛助会費を賛助会員が支払った場合、1年間その資金がスポーツ協会に預けられる形となり、その間、賛助会員の経済的基盤が不必要に圧迫される可能性がある。 2. 不必要な資金循環の発生 賛助会費と振興費の仕組みにより、同一資金が循環するだけで実質的な変化が生じず、資金の流れが不透明になるリスクがある。</p> <p>以上を踏まえ、振興費Ⅱを廃止し、振興費Ⅰの評価基準から賛助会費を考慮する項目を削除した上で、振興費の金額を適切に調整する新たな仕組みを導入すべきである。この変更により、以下の効果が期待できる。 ・加入団体の経済的負担の軽減 賛助会費の負担が軽減されることで、加入団体の経済的基盤が強化される。 ・資金の透明性向上 不必要な資金循環を排除することで、資金の流れが明確になり、透明性が向上する。 これらの措置により、スポーツ協会の資金運用が効率化され、市民や加入団体からの信頼を高めることができる。</p>	意見	<p>加盟団体から受納する賛助会費には、加盟団体が構成メンバーや関係企業等から募り、取りまとめのうえ納入していただいているものが多く含まれています。 これらの一部を当協会の事業・運営に活用し、また、一部を各加盟団体の運営(=各競技の充実)に役立てていただくことで、総合的にスポーツの推進を図ることができるものと考えています。 一方で、ご意見のような不要な資金循環が生じうる仕組みでもあることから、前段のメリットに焦点を当てつつ、効率的かつ透明性を持てるような制度に改めていく必要があると考えています。</p>	意見に対する見解
15	R06	157	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各論 4. 公益財団法人久留米スポーツ協会 (意見13)補助に対する成果報告と評価システムの構築・配分方針への反映 補助金の金額は、一定の客観的基準に基づいて決定されているものの、補助金を受けた団体が達成した具体的な成果を評価し、その結果を配分方針に反映させる仕組みの導入が必要であると考えます。 現状の基準のみでは、補助金が各団体の活動において十分に効果を発揮できない場合があるため、各団体に自主的かつ独自の成果報告を求め、その内容を基にした評価システムを構築することで、資金の効果的かつ目的に沿った配分が可能になると考える。このような仕組みにより、補助金の透明性と有効性を一層向上させることが期待される。</p>	意見	<p>アウトカム評価により補助金額を決定するには、より共通化された基準を設定し、明示する必要があります。一方、各団体が行う活動は競技の特性によって成果の表れ方が異なり、また、即時に効果が測定できるとは限らないと認識しています。ご意見をふまえ、補助金のさらなる有効化について、今後も検討を進めてまいります。</p>	意見に対する見解
16	R06	158	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各論 4. 公益財団法人久留米スポーツ協会 (意見14)補助団体への監査体制の検討 久留米市スポーツ協会は、各加盟団体に対して補助金を交付している。令和5年度は、35団体に対し総額12,113千円の補助を行っている。また各団体への交付額は「公益財団法人久留米市スポーツ協会補助金交付基準」に基づいて決定されている。 ここで、各団体の補助金使用状況の確認は、各団体が作成する収支計算書によって行われているが、領収書などの証憑までは確認していない状況である。補助金の有効利用を担保する観点から、各団体の決算状況を監査する体制づくりを検討してはどうだろうか。</p>	意見	<p>ほとんどの加盟団体が会計等事務をボランティアで担う中、対応負担が過大にならないよう考慮しながら、適正な補助金使用状況を確認できる方法を検討していきたいと考えます。</p>	意見に対する見解
17	R06	169	市民文化部	生涯学習推進課	<p>第5章 各論 5. 公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団 (指摘3)業務委託契約における団体側に著しく不利な内容の改善 当該団体が業務委託を行っている業務委託先との契約内容において、団体側に著しく不利な条件が含まれている点を指摘しなければならない。具体的には、業務委託に関連して損害が発生した場合、賠償を「直接損害」に限定するなど、その損害負担に関する規程が団体にとって極めて不利な内容となっており、加えて、損害が発生した場合に7日以内に書面で通知しなければ、委託先が責任を免れるという条項が含まれている。 損害負担に関する契約条項については、事故等が発生した場合に団体が一時的に不利益を被ることのないよう、合理的かつ公正な内容とすることが求められる。この点については、従前の包括外部監査においても指摘がなされており、その際には対応済みとの回答が示されていた。しかしながら、実態としては対応が不十分であったと評価せざるを得ない状況である。 なお、従前の契約内容の継続や、その委託内容の専門性ゆえに他の委託先を見つけることが困難であること、またそれゆえに交渉において団体側の要求を通すことが難しいなどの事情が存在することが推測される。しかし、こうした状況下においても、事故等の発生時には重大な問題を招くリスクを軽減するため、危機意識をもって早急に対応する必要がある。</p>	指摘	<p>ご指摘を受け、令和6年度末に改めて契約条項について確認を行い、合理的かつ公正な内容で令和7年度契約を締結しております。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
18	R06	170	市民文化部	生涯学習推進課	<p>第5章 各論                      5. 公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団                      (意見15)各講座の周知方法の多様化                      久留米市生きがい健康づくり財団では、数多くの講座を運営しており、その内容や開催日などの情報は、主にホームページで公開している。                      スマートフォン等で、すぐに開催情報等を調べることができ、便利である一方で、高齢者の多くは、インターネットでの情報収集に不慣れであり、講座が開催されている事に気づけないケースが考えられる。このような状況は、近年、デジタルディバイド(情報格差)として問題になっている。                      このような高齢者などへの配慮として、以前行っていたように、紙媒体である「広報くるめ」に掲載する事を再度検討してみてはどうかと考える。</p>	意見	<p>事業の周知は、ホームページやチラシ、公式LINEのほか、高齢者向け講座については広報久留米の掲載ルールにのっとり掲載をしています。</p>	意見に対する見解
19	R06	194	健康福祉部	地域福祉課	<p>第5章 各論                      6. 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会                      (意見16)事業廃止した財産の活用等の検討                      社協の基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て久留米市長の承認を得なければならない(久留米市社会福祉協議会定款22条)。                      田主丸支所の福祉会館「あおぞら」は、令和6年3月末で介護保険事業等を廃止したが、実地調査時現在(令和6年10月7日)では、固定資産が事業廃止時のまま残っている。「福祉の森」という介護保険システムや音声入力支援ソフトなどソフトウェア一式552,385円やバリアフリー用の体重計、冷蔵庫・エアコン・耐火金庫セット・手動式書架セット・マッサージチェア・スチームコンベクションオープンなどの器具備品479,523円など処分予定のものがそのままになっていた。                      現在、社会福祉協議会では、指定管理施設であり隣接している田主丸老人福祉センターの事業を「あおぞら」へ持ち出して実施し、健康器具などを使用している。また、「あおぞら」は、地域福祉施設としての話し合いの場としての用途がある。さらに、近隣にある複合文化施設のそよ風ホール(市民文化部所管)が令和5年度の災害の影響で使えない状態となったこともあり、「あおぞら」を市と一緒に活用することを検討していたところである。                      市と一緒に活用することができなければ、「あおぞら」をどうするのか、処分を念頭に考えていかなければならない。そもそも介護保険事業等の廃止に当たり、従事者を含めて建物を買収してくれるところがないか検討していたが、底地は市の所有であるので勝手な売買はできない。ほかに貸すという選択もできない。                      所管課である健康福祉部としては、『市としては、有効活用できるのであれば協議する。社協の安定的な経営に影響がでないよう、処分するというのも選択肢の一つ』と考えているようだ。                      このような施設の処分に關しては、北野支所・城島支所などは解決しているが、田主丸支所だけは2億円をかけて平成15年に建設した施設なので早期の事業廃止・処分などができず、今なお課題として残っている。令和6年3月末の建物等簿価73,538,209円、また会議室吸音天井簿価が753,753円残っている状態である。社協としては、行政に貸し、その賃料を解体費に充てることもできるのではないかと考えているが、市は、「社会福祉協議会の意思決定に基づいて協議していく」としている。                      いずれにしても機会損失(賃貸すれば得られるであろう収益が得られない)などを考えると「あおぞら」の今後について、社協と市、一緒になって早急に検討すべきである。</p>	意見	<p>貸出・売却について市民文化部と検討中です。</p>	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
20	R06	195	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各論 6. 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会 (意見17) 指定管理者選定時の審査基準の検討 最近の物価高騰や賃上げなどによる影響を受け、社会福祉協議会の運営状況に関しては厳しくなっている。田主丸老人福祉センターと、三瀬総合福祉センターについては、令和7年からは5年間の指定管理の期限を迎えるので、すでに公募に対応してきたが不調に終わり、現在まだ決まっていない。安定した運営を行えるように対処していく所存である。 令和6年8月30日までの公募は参加者がいなく不調に終わった。過去の実績も踏まえて、緊急避難的に現在の社協を中心に指定管理の延長という対応を検討している。この対応に対し、以下の問題を意見として指摘する。 久留米市管理者選定ガイドラインの選定基準について、選定基準として①住民の利用に関し公平性を確保できること②施設の有効を最大限に発揮させること③管理に係る経費の縮減が図られていること④管理を通して行う物理能力、人的能力を有すること⑤地域経済の活性化に寄与することが認められることとし、各々配点が100点満点の①20点②25点③20点④25点⑤10点となっているにもかかわらず、実際の選考では600点満点の①120点②180点③60点④180点⑤60点となっており、③の配点が半減している。この③の視点は、事業収支に結びつくものと思われるし、現状の配点では、市のガイドライン上の配点よりも、収支改善の余地が半減することになる。 これについて市に考え方を尋ねると、『指定管理者制度により経費の削減がされることは、指定管理者選定に係る評価の大きな一つであることは十分認識している。本施設が福祉的な機能を有する施設であることから、利用の公平性や施設の有効の最大化、また安定した管理運営を重要な評価点として傾斜配点し、指定管理選定委員会において承諾を得ている。』との回答があった。しかしながら、市の厳しい財政状況を踏まえると、指定管理による経費の削減は重要な視点であることから、今回指摘した審査基準については、施設機能や収支の状況を踏まえて検討を行い、引き続き適切な指定管理者選定に努めていくよう適切な対応を求めたい。	意見	審査基準につきましては、令和7年度指定管理者募集に際し、意見を踏まえ、市ガイドラインに準じた配点基準へ見直しを行いました。	措置済
21	R06	195	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各論 6. 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会 (意見18) 随意契約理由の検証と事業継続に向けた対応(健康福祉部への意見) 社会福祉協議会が受託している、市の生活支援体制整備事業は、随意契約となっている。 市に随意契約の理由を尋ねると、「久留米市が考えている生活支援体制整備の姿は、「地域での支え合い活動」の充実・強化を基本とし、生活支援コーディネーターが協議体を設置・運営支援しながら、地域住民組織を中心に、多様な主体が協働し、様々な生活支援サービスを重層的に提供する支え合いの仕組みづくりを推進することを目的としており、業者選定にあたっては、金額のみではなく、本業務への精通度・実績・運営能力等が重要であり、いかに確実に円滑な業務運営ができるかという点を重視する必要がある。その点、社会福祉協議会は、歴史的な実績・運営の組織化・全国的ネットワークによる情報収集が可能である。以上から、効率的かつ適切に業務を遂行できるものがおらず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号を適用し随意契約とした。」とのことである。 これに関しては、社協の運営状況が厳しくなってきたことも事実であり、結果として事業自体の継続性に問題が必ず生じることを改めて踏まえながら、市として委託先である社会福祉協議会の財務状況を適宜チェックするなど、財務的なきめの細かい対応も検討していただきたい。	意見	運営費補助金のチェックも含め財務状況の確認をしていきます。	措置済
22	R06	196	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各論 6. 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会 (意見19) 財産管理適正化と利用者負担の検討(社協への意見) 三瀬支所と田主丸支所へ現地調査を実施した。 財産目録に計上されている固定資産の内訳明細の中で簿価残高があるものの現物を実査したところ、田主丸支所の介護保険事業で所有している有酸素トレーニング機が総合福祉会館に配置換えされていたので、現物管理について注意喚起を促した。 三瀬総合福祉センターで実施されている事業について担当者にはアヒリングしたところ、ケア・トランポリン教室や高齢者向けのスマホ教室に関しては、センターの主催教室ではなく、久留米市主催の教室であり、入館料は無料となっている。このことは小さなことだが、社協全体の収支が赤字であることに鑑み、利用者負担を検討するなど、少しでも黒字化につながるような取り組みを実施していくべきである。	意見	資産の現物管理について今後適正に管理を行います。 三瀬総合福祉センター利用料金の減免は、同センター条例及び同条例施行規則で定められ、市主催行事は利用料金が全額減免となっています。市主催事業の実施は、これまでセンターを利用されたことがない市民に対する施設周知にも寄与するものであると考えています。また、同センター運営に係る収支改善に向け、開館時間、送迎業務、食堂メニュー及び価格の見直しを進めてきました。今後もセンター運営の収支改善に向け、指定管理者である社会福祉協議会と連携を図ってまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
23	R06	212	農政部	農業の魅力促進課	第5章 各論 7. 一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 (指摘4)現金過不足への早急な対応と管理体制の強化 当法人は、収益事業である農業公園と道の駅くるめにおいて現金を保有しているが、令和6年3月末現在、収益事業部門における現金残高が実際より高より1,380,195円過少に計上されていた。これは、平成21年3月末より毎期発生した現金過不足額が累積されたものであった。当該差額については早急に、会計上・税務上必要な対応をされたい。 また、農産物等の店舗販売を行う道の駅くるめでは、現金による取引が多く、多額の現金を日々保有しているが、現金残高の照合や現金過不足が生じた場合の対応及び報告について会計規程等に定められておらず、日々POSレジ内の売上金の照合が行われるのみであった。このような現金管理体制の脆弱さが、当該現金過不足を生じさせる原因となっていることはあきらかであるため、急ぎ、現金管理についての規程内容を見直すと共に職員への周知徹底を行い再発防止に努められたい。	指摘	差額については、令和6年度の決算処理にて前期損益修正益として会計処理を行いました。 現金の管理については、会計規程に「金銭の残高照合」と「現金過不足」に関する内容を新たに規定し、職員による日々の現金確認を確実に行うよう徹底するとともに、現金の帳簿処理において、売上金と釣銭準備金等の常備金を区分して計上することで、このような事象が生じないように対策を講じました。 また、今後とも、定期的に事務局職員による現金残高の確認を実施し、再発防止に努めています。	措置済
24	R06	212	農政部	農業の魅力促進課	第5章 各論 7. 一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 (指摘5)契約事務規程の運用徹底 「一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構契約事務規程」の第4条によれば予定価格が30万円以上の競争見積もり契約時の見積もりについては原則3者以上の見積もりが要求されているが、下記の2件の契約については2者の見積もりしか行われておらず、また、2者の見積もりとした理由も記載されていなかった。契約事務規程の運用の徹底が望まれる。 ①つつじセンター「新品種育種ゾーン整備業務委託」契約金額814,000円 ②ふれあい農業公園「空調機器保守点検」契約金額333,300円	指摘	契約に関する内部研修を実施し、契約ルールの徹底を図りました。 また、契約事務規程が「なるべく3者以上」というあいまいな規定であったため、市の基準を参考に契約事務規程を改正し、予定価格に応じて2者以上の見積り徴取で可とする場合と、3者以上から見積りを徴取すべき場合を明確に定義しました。	措置済
25	R06	212	農政部	農業の魅力促進課	第5章 各論 7. 一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 (意見20)中長期計画の策定 当団体においては、中長期計画が策定されていない。指定管理者となっている「ふれあい農業公園」及び「道の駅くるめ」の2施設においては、その指定管理に係る事業計画書の中で指定管理期間である5年間の運営計画及び収支計画が策定されているが、それは一事業として策定されたものであって、当団体としての今後の方針や事業目標が定められたものではない。 中長期計画を策定することで、当団体としての今後の方向性や事業目標が定まり、その目標を達成するために各事業がどのような役割を果たして行くのか、保有する人材・資金・技術(ノウハウ)等をいかに配分していくかが明確になる。加えて、当団体全体が共通の目標に向かって取り組むことで事業間の連携(コミュニケーション)が進み全体的な生産性が向上することや、明確な事業目標があることで職員個々の果たすべき役割や目標も具体化し、職員のモチベーションも向上することが期待できる。 また、設立当初から変わらぬ目的や事業内容により運営が行われているが、設立から34年が経ち、市民のライフスタイルや価値観は変化しており、求められるサービスもこれまでとは違ったより多様性のあるものに転じている。このような変化を適切にとらえ中長期計画に盛り込むことで長期的に安定した団体運営を行っていくことが出来るかと考える。 現在は道の駅事業以外の事業においては利用者数や団体への収益貢献度を見てもその有効性は高いとはいえないが、つつじセンター事業においては、市の花であるクルマツツジの永続的な保存のため、未保有の品種を収集したり、令和5年度に「ナショナルコレクション」認定制度へ申請しクルマツツジの文化財としての価値を高める取組を行ったりと、伝統あるつつじ文化の振興や緑花木の生産振興に寄与するという目的においては、現在及び将来的にもその存在意義はあるといえる。 またふれあい農業公園事業においても、大雨災害が多い地域でもある耳納北麓地域の防災並びに災害復旧支援のため施設が有効に活用されており、その存在意義は認められる。3施設ともに久留米市が展開する「みどりの里づくり」事業の拠点施設であり、これらを同一団体が運営する意義は地理的近接性以外に、いずれも農業文化の発展や緑花木の生産振興に寄与するという同一の目的があることに鑑みると、3事業含めた当団体としての中長期計画を策定し、当該計画を事業間で共有することでコミュニケーションを活性化させ、相互に連携を高めながら、3事業共に事業の有効性を向上させていくことが必要と考える。	意見	当法人が行うつつじセンター事業及びふれあい農業公園事業は、市からの補助金と指定管理料が事業実施の原資となっています。また、指定管理施設であるふれあい農業公園と道の駅の運営に関しては、指定管理の期間が定められています。 このように、当法人の中長期の運営においては市の意向が大きな影響を及ぼすため、市と認識を共有したうえで計画を策定する必要があると考えております。 ご指摘のとおり、中長期計画を策定し計画を事業間で共有することでコミュニケーションを活性化させ、相互に連携を高めながら、3事業共に事業の有効性を向上させていくことは非常に重要であると認識しておりますので、市と連携を行いながら計画の策定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。 【措置方針を決定】	措置済 【今後の措置方針を決定】

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況																								
26	R06	213	農政部	農業の魅力促進課	<p>第5章 各論 7. 一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 (意見21) 管理部門の機能強化 現在、当団体の法人運営に関する業務は管理部門である事務局にて行われており、当該事務局には職員3名(市の派遣職員1名、嘱託職員1名、臨時雇職員1名)が配置されている。本来、このような管理部門においては、法人全体の業務効率化の観点から、事業計画の策定や予算管理・財務管理が行われるほか、人事管理を通して職員へのサポートが行われる等、組織運営において重要な機能を担う部門であるが、当団体においては人員が不足していることもあり事務局による管理機能が脆弱になっている。 指摘事項4で述べた現金過不足についても、事務局による財務管理が有効に機能していれば防止・ないし適時に発見できたと考えられる。さらに意見20で述べたとおり、当団体としての中長期計画を策定するにあたっては、管理部門は重要な役割を果たすことになるため、事務局の増員を行う等、管理部門の機能強化に努められたい。</p>	意見	<p>法人の運営を効率的かつ円滑に、安定的に実施していくために、事務局の人員数や配置する職員の職種等について、今後も市と協議を行いながら体制の充実を図るとともに、定期的な業務の外部委託やシステム化を図ることで、管理業務へより注力できるような取組を進めるなどにより、事務局部門の機能強化に努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】																								
27	R06	213	農政部	農業の魅力促進課	<p>第5章 各論 7. 一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 (意見22) 情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備について リスク管理として、情報セキュリティに関する体制や苦情解決に関する体制を確認したところ、対策や対応手順等を記載した規程を整備している状況は見受けられなかった。 知的財産や顧客情報を保護するために外部からの攻撃に対する対策や情報漏洩を防ぐ対策を取り決めた「情報セキュリティに関する規程」及び顧客からの苦情に適切に対処するとともに、従業員を保護するために苦情があった場合の処理の手順と責任者を明確にした「苦情処理規程」の二つを整備することが望ましい。</p>	意見	<p>「情報セキュリティに関する規程」及び「苦情処理規程」に関しては、令和7年度中の整備に向けて内容の検討を進めています。</p>	検討中																								
28	R06	235	商工観光労働部	観光国際課	<p>第5章 各論 8. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 (意見23) 事業継続に向けた収支状況の改善 久留米観光コンベンション国際交流協会は公益財団法人であり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ことを目的とした公益事業を実施することにより認定された法人である。公益事業は基本的に利益が生じないこととされており、事業活動の財源を確保するために同時に収益事業を行うのが通常の形態である。 事業を継続するためには法人全体で当期経常増減額は黒字である必要があるが、赤字が継続している状態である。 法人全体の当期経常増減額の赤字(マイナス)の状態が継続すると法人の存続自体が危ぶまれることになる。経常費用の中には現金の支出を伴わない減価償却費が含まれているため、キャッシュ・フロー上では当期経常増減額に減価償却費を足した金額がキャッシュ・フローの増減に近くなる。令和元年度から令和5年度までのキャッシュ・フローの増減は以下の金額に近くなると考えられる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>(単位：千円)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期経常増減額</td> <td>△13,694</td> <td>△28,451</td> <td>△9,201</td> <td>△18,173</td> <td>△11,801</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>19,386</td> <td>19,386</td> <td>18,750</td> <td>18,149</td> <td>15,744</td> </tr> <tr> <td>キャッシュ・フロー 一増減</td> <td>5,692</td> <td>△9,065</td> <td>9,549</td> <td>△24</td> <td>3,943</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期経常増減額が赤字(マイナス)であっても、キャッシュ・フローが黒字の場合はとりあえず事業の運営に支障はないといえるが、施設の更新等を考えると十分な額が確保されているとは言えない。 令和5年度の減価償却費のうちサイクルファミリーパークの管理棟や体育館の建物の減価償却費が9,254千円計上されている。これらの施設を更新しようとすれば減価償却費に見合った資金を確保し、減価償却引当資産に積立てる必要がある。令和5年度の減価償却引当資産の残高は10,200千円しかない。しかも、これは公用車やサイクルファミリーパークの器具・備品に対して積立てられたのであり、サイクルファミリーパークの建物に対しての積立は全くされていない。サイクルファミリーパークの建替えが必要になっても今のところ準備はされていないことになる。キャッシュ・フローの増減をみても積立ができるほどの余裕はないようである。施設が老朽化し更新できなければ事業の継続は難しくなる。 これら、施設の老朽化による修繕費の増加に加え、物価上昇による経費の増加もあり、事業の継続のためには収支状況を改善する必要がある。</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	当期経常増減額	△13,694	△28,451	△9,201	△18,173	△11,801	減価償却費	19,386	19,386	18,750	18,149	15,744	キャッシュ・フロー 一増減	5,692	△9,065	9,549	△24	3,943	意見	<p>ご指摘のとおり、公益財団法人として事業を継続するため、経常収支の改善は必要であると考えます。 事業の見直しや収益事業の受託等、収支改善に向け、検討・協議しながら取り組んでまいります。 また、サイクルファミリーパークにつきましては、近接する久留米競輪場の再整備等と連携し、施設の更新等を見据えた財源確保に努めてまいります。</p>	意見に対する見解
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																											
当期経常増減額	△13,694	△28,451	△9,201	△18,173	△11,801																											
減価償却費	19,386	19,386	18,750	18,149	15,744																											
キャッシュ・フロー 一増減	5,692	△9,065	9,549	△24	3,943																											

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
29	R06	236	商工観光労働部	観光国際課	<p>第5章 各論 8. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 (意見24)コンベンション支援事業の財政負担協議 コンベンション推進事業のうちのコンベンション支援の経常費用は20,715千円と多額が計上されており、支出の主な内容は大会等に参加する団体への助成金である。このコンベンション支援の経常増減額は△5,789千円と、大きな赤字を計上している。当該事業へは市からも補助金が支出されている。 当該事業の多額の赤字の要因の一つとして、過去よりスポーツ関係のイベントについては法人が独自に助成金を出していたことなどから、当該事業に慣例的に3,400千円を法人が支出していることがあげられる。 事業の経費には、まずは法人負担の3,400千円が充てられ、その残金より、市からの補助金が多かった場合は、差額を市に返還している。 このことについて文書での取り決めはない。意見23でも述べたように法人の収支は多額の赤字を計上しており、財務内容は年々悪化している。これに最低賃金の上昇や物価上昇の要因が加われればさらに財務内容は悪化する一方である。もはや法人が独自に3,400千円の支援金を負担する余裕はないのではないかと懸念される。法人の収支状況に余裕はなく改めて負担関係を市と協議し正式な文書を取り交わすようにしていただきたい。</p>	意見	<p>コンベンション誘致を含め、MICEの市内開催については、市の施策として推進しているものと認識しています。 その認識のもと、観光コンベンションの自己負担のあり方については、当団体や市の財政を含む関係部局と協議してまいります。</p>	意見に対する見解
30	R06	236	商工観光労働部	観光国際課	<p>第5章 各論 8. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 (意見25)施設更新を見据えたサイクルスポーツ事業の財政計画及び利用者負担の見直し 都市魅力向上事業のサイクルスポーツ事業の赤字幅が△12,393千円と大きい。経費の中には現金支出を伴わない減価償却費が15,444千円含まれているので事業運営に支障はないといえるが、長期的に見れば管理棟や体育館は取得時から約30年が経過しており、耐用年数が40年であるから更新も考慮する必要がある。現状では収支状況に余裕がなく、更新に備えた減価償却引当資産は計上されていないため、資金に余裕ができれば積立することが望まれる。 なお、入園料及び利用料金については平成6年の開園時から改定されていないので見直しを検討してもよいのではないかとと思われる。</p>	意見	<p>サイクルファミリーパークにつきましては、近接する久留米競輪場の再整備等と連携し、施設の更新等を見据えた財源確保に努めてまいります。 入園料及び利用料金についても見直しを検討・協議してまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】
31	R06	236	商工観光労働部	観光国際課	<p>第5章 各論 8. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 (意見26)理事会の出席率向上 令和5年度の理事会議事録を見る限り、理事22名のうち出席理事数が12名、13名と出席率が低く、理事会決議における定足数(過半数)がぎりぎり満たされている状態で開催されている。このような状況であると理事会において有効な議論が行われず業務執行の意思決定機関としての機能が十分に果たされていないのではないかとと思われる。 当団体の行う事業は多岐に渡るため、様々な業種から選出された理事らが一堂に会し議論を行い、それぞれの専門分野を活かした意思決定を行えることに当団体の強みがあるといえる。その強みを十分に活かすためにも、理事会の出席率を高め有効な議論が行われるよう対策を講じることが望まれる。</p>	意見	<p>令和5年度の理事会の出席率が低い状態であったことは認識しておりますが、理事会の出席状況には大きなばらつきがあり、過去5か年の平均では7割を超えている状況です。 しかしながら、一人でも多くの理事が出席し様々な意見を出し合ってもらうことは、有効な議論を行うために大変重要なことと考えます。 早期の日程調整や理事就任者の役職の見直しなど、理事会の出席率向上について検討してまいります。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
32	R06	237	商工観光労働部	観光国際課	<p>第5章 各論 8. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 (意見27) 団体の事業区分に対応した久留米市補助金の事業区分の整理 久留米市が補助金の対象としている事業の区分は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光プロモーション推進事業</li> <li>・観光コンベンション振興事業</li> <li>・MICE誘致推進事業</li> <li>・インバウンド推進事業</li> <li>・国際交流事業</li> <li>・サイクルファミリーパーク事業</li> </ul> <p>これに対し、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の事業区分は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光コンベンション事業</li> <li>・国際交流事業</li> <li>・都市魅力向上事業</li> </ul> <p>それぞれの事業区分には細分された小区分の事業があり、市補助金の事業と法人の事業区分で一致しているのは国際交流事業のみであり、法人の観光コンベンション事業と都市魅力向上事業はそれぞれ、市の補助金の小区分の事業が混在した形になっている。したがって市の補助金額の予算額と実績額を対比するために法人の方で一旦、事業の組替を行い、市へ補助金の実績報告を行っている状況である。</p> <p>このような食い違いの原因は、もともと市は現在の事業区分で補助金を交付していたが、法人が公益認定を受ける際に県の指導により現在のような事業区分に変更されたとのことである。</p> <p>毎期、法人ではこのような組替を補助金申請時と決算確定時に行っており非効率となっている。また、今回の監査のように外部の者が検証を行う際も分かりにくいものとなっている。市としてはもともと補助金対象とした事業に対し補助金を交付しているので交付先の事業区分に合わせる必要はないとの考え方と思われるが、法人では公益認定を受けた事業区分が正式なものであり、この事業区分に対応して補助金を交付してもらえば事務の効率化が図れることになるので市側でも検討していただきたい。</p>	意見	<p>現状、法人の事業区分と、市の補助事業名が一致しておらず、一部非効率な状況にあることは認識しています。</p> <p>一方で、市が行う事業は、その内容に応じて性質や目的別に事業区分を設け、整理をしているところですが、市施策の方向性の見直し等の際には、ご意見のような事務効率化の観点も含め、事業区分を検討していきたいと考えています。</p>	意見に対する見解
33	R06	256	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各論 9. 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター (指摘6) 退職給付引当金が会計方針記載の方法通りに計上されていない 退職給付引当金の計上基準について、会計方針には「職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を基に、退職金共済からの交付金を控除した額を計上している。」と記載されている。当事業年度末の退職給付債務は、自己都合支給額を用いるのが一般的であり、この要領に基づき計算すると、13,009,914円である。退職金共済の積立金見込額は6,665,125円であり、これを控除すると6,344,789円となる。これに対し、実際の退職給付引当金の計上額は9,674,451円であり、3,329,662円過剰となっている。会計方針に記載された方法で正しく計算し計上すべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘を受け、令和6年度決算にて、退職給付引当金の過剰金について戻入処理を行い措置を講じております。</p>	措置済
34	R06	256	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各論 9. 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター (指摘7) 互助会引当金は特定資産に該当しない 特定資産は、事業活動に必要な特定の目的のために使途、保有、運用方法等に制約が存在する資産を計上する科目である。互助会引当資産3,000千円は互助会へのただの貸付金であり、特定の目的のために設けられたものではない。特定資産には該当せず、固定資産のその他の固定資産に『互助会貸付金』として表示すべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘を受け、令和6年度決算にて、その他の固定資産に修正する措置を講じております。</p>	措置済
35	R06	256	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各論 9. 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター (意見28) 建物老朽化や今後の事業の在り方を見据えた長寿命化計画・長期経営計画策定の検討 建物は、昭和58年3月に参加自治体が負担割合を決め補助金を出すことにより建築代金に充てたものである。補助金を貸借対照表の指定正味財産として計上し、この建物の減価償却費に対応する金額を正味財産増減計算書の受取補助金等振替額に計上し損益を対応させている。この建物の耐用年数は50年であり、令和6年3月末時点で40年が経過しており、残りの耐用年数は10年である。13年経過後は、各自自治体の補助金の振替も終わり、償却も終わることになる。設立当初とは消費者の行動も変化しており、各自自治体もふるさと納税や通信販売などを活用するようになっている。</p> <p>久留米地域における地場産業振興のための事業の意義は重要であるが、地場産センター建物を拠点とする活動が有効であるか、法人として再検討することが必要なのではないかと考えられる。建物も老朽化しており、13年後には償却も終わり、各自自治体からの補助金の振替も終わることを見据えた今後の事業の在り方を検討し、それを見込んだ改修や修繕を織り込んだ建物の長寿命化計画と、法人の長期経営計画を策定することが望まれる。</p>	意見	<p>令和7年度中に施設(本館)の長寿命化計画を策定予定としております。</p> <p>今後の法人の事業の在り方の検討については、当計画を踏まえ、法人の構成自治体及び関係機関等と協議していきたいと考えております。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
36	R06	257	商工観光労働部	商工政策課	第5章 各論 9. 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター (意見29) 情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程の整備 リスク管理として、情報セキュリティに関する体制や苦情解決に関する体制を確認したところ、対策や対応手順等を記載した規程を整備している状況は見受けられなかった。 「情報セキュリティに関する規程」 知的財産や顧客情報を保護するために、外部からの攻撃に対する対策や情報漏洩を防ぐ対策を取り決めた「情報セキュリティに関する規程」を整備することが望ましい。 「苦情処理規程」 顧客からの苦情に適切に対処するとともに、従業員を保護するために苦情があった場合の処理の手順と責任者を明確にした「苦情処理規程」を整備することが望ましい。	意見	令和7年度中に情報セキュリティに関する規程及び苦情処理規程(又は指針)を制定予定としております。 【措置方針を決定】	措置済 【今後の措置方針を決定】
37	R06	257	商工観光労働部	商工政策課	第5章 各論 9. 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター (意見30) 民間譲渡を含めた今後の法人の事業の在り方検討 法人の事業については、所管課も課題として、消費行動や観光スタイルなど、様々な社会環境が変化してきていることから、時代のニーズを捉えた対応が必要と認識している。久留米地域の地場産業の活性化のための事業の意義はあるにしても、地場産業振興センター建物を拠点として店舗や展示室として実施していくことが有効か、市としても検討することが必要なのではないかと思われる。貸館事業(総合展示場など)は、今後も需要が見込めるようであり、老朽化した建物も、改修や修繕を加えることにより、収益性が見込める物件として利用できるのではないと思われる。 場合によっては市有である駐車場の土地も含め、民間に譲渡し、有効利用することも検討する価値があるのではないかと。13年後には当初の補助金の振替も終了するタイミングであり、市として今後の当事業の在り方を検討する時期に来ていると思われる。	意見	今後の法人の事業の在り方の検討については、R7年度に策定が予定されている施設(本館)の長寿命化計画を踏まえ、法人の構成自治体及び関係機関等と協議していきたいと考えております。	意見に対する見解
38	R06	277	商工観光労働部	労政課	第5章 各論 10. 公益社団法人久留米市シルバー人材センター (指摘8) 経理規程における小口現金の保有限度額の拠点毎の設定について 経理規程第32条2項で「小口現金の保有限度額は、30万円を限度とし、経理事務担当者がこれに当たる。」と規定されている。 シルバー人材センターは、本部と東部出張所、西部出張所の3箇所小口現金を保有している。経理規程の小口現金の保有限度額の30万円は、3箇所合計の金額であるとのことだった。 現金管理で保有限度額を設定することは、不必要に高額な現金を保有することを防ぐ目的があり、離れた場所の3拠点それぞれに小口現金を保有する場合には、3拠点の規模に即した保有限度額を規定し、管理すべきである。 経理規程では、予め定められた各拠点の保有限度額を記載したものにする必要がある。	指摘	令和6年12月の理事会で承認後、会計処理規程を以下のとおり改定いたしました。  (会計処理規程第32条第2項) 小口現金の保有限度額は、本部が20万円、各出張所が10万円を限度とし、経理事務担当者がこれに当たる。	措置済
39	R06	277	商工観光労働部	労政課	第5章 各論 10. 公益社団法人久留米市シルバー人材センター (意見31) 今後の社会環境変化への対応等に向けた利用者(発注者)のアンケート調査の実施 アンケート調査については、毎年独自には行われていないが、以下の理由から、定期的に何らかの方法で対応することが望まれる。 事故を防ぐための安全管理や会員減少の対策にも通じる可能性がある。また、会員の高齢化により就業会員への就業内容の配慮等マンツーマンのなきめ細やかな対応がますます必要になり、剪定や草刈りなどの屋外での就業機会よりも今は、人手不足分野での就業機会開拓や地域の実状に応じた取り組みの促進が求められており、子育てや介護事業などの分野の更なる業務への提供が必要とされる。このため、企業・一般家庭等に対する利用者のアンケート調査で満足度や新たなニーズの掘り起しによる就業機会の確保や受注拡大を図ることが必要である。	意見	会員の高齢化やニーズの変化など、社会環境の変化に対応していくことは重要であると認識しています。 他のセンターの事例なども参考にしながら、アンケート調査などによりニーズを把握し、就業機会の確保や受注の拡大に努めてまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
40	R06	277	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 10. 公益社団法人久留米市シルバー人材センター (意見32) 受注業務の効率化(電話対応中心からの脱却) 発注者の受付は、電話受付が主体となっている。具体的には電話受付時に、作業内容、過去利用履歴の有無、作業希望時間帯などを電話で受付し、シルバーシステムに受注内容を登録している。 また、会員からの仕事の依頼、仕事の事務連絡などといった業務連絡も会員へ電話で連絡している。 電話受付業務は事業推進課・総務課すべての職員で対応しており、業務時間に占める電話対応の割合が高くなっている。 現在、シルバー人材センターのホームページ受付画面から仕事の問い合わせはできるものの、現在、電話で受け付けているような内容を定型フォームで設定し、発注者からの受注にあたってはWEBからの受付を主体とすると、受注業務の効率化、さらには発注者の利便性が図られると考える。 また、会員への業務連絡も、これから会員に対しスマートフォンを活用した業務連絡の実施に向けて取り組んでいるとのことであるが、業務効率化のため電話対応をなるべく減らす取り組みの促進が必要であると考ええる。</p>	意見	<p>WEBからの受付については、定型フォームを設定するなど、発注者の利便性の向上に努めます。 また、令和8年度は、事務効率化を図るため、シルバー基幹システムのリプレースを予定しています。 リプレースするシステムの機能を生かしながら、業務の受注や会員への業務の斡旋、センターと会員の事務連絡等において、電話対応を減らし、業務効率化に努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】
41	R06	278	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 10. 公益社団法人久留米市シルバー人材センター (意見33) 各種事務業務のIT化の推進 会員管理、発注者管理、請求事務、配分金支払い、入金業務はシルバーシステムを活用して効率化を図っている。 一方、会員からの作業報告書の確認や、伺い書、職員の退勤管理等の事務業務はシステム化されておらず、紙で発行・管理実施している場合が多岐みられた。 会員組織であるシルバー人材センターにおいては、事務局は、通常の事務業務の他に、会員の部会・委員会の庶務担当も担い会員組織の運営に携わっている。 会員の平均年齢が上昇し、就業ニーズが多様化する中、ますます事務作業の効果的、効率的な取り組みが必要となってくる。事業全体の業務の中で、システム化されているところと、紙で管理されていることを整理し、紙での業務となっている事項についてIT化を取り入れてシステム化する等、業務処理の効率化やコスト削減を図ることが望まれる。 シルバー人材センターでは、まずは、会員に対しスマートフォンを活用した業務連絡の実施に向けて取り組んでいるとのことであるが、業務面において更なるIT化を推進し、業務処理の効率化やコスト削減を図ることが喫緊の課題であると考ええる。</p>	意見	<p>センター内の各種事務業務の効率化を図るためには、ペーパーレス化をはじめとしたIT化の推進が必要だと認識しております。 会員にかかわる業務は、会員が高齢のため急速なITの利活用は難しい部分もありますが、紙媒体と併用しながらデジタル化を進め、業務効率化やコスト削減に努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】
42	R06	278	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 10. 公益社団法人久留米市シルバー人材センター (意見34) 正確な予算編成に向けた事業実績管理と物価高騰等に対応した事務費改定の検討 センターの予算は3月に開催する理事会の決算報告において最終補正予算を組んで、決議承認をもらっている状況である。その後、決算に伴う軽微な補正が生じることから、総会前に開催する5月の理事会で報告し承認してもらっているのが現状である。 まずは、事業計画を実現するために予算と実績を比較し、差異を減らしていく取り組みをするための予算の作り方が必要である。そのためには、予算を目標とすべき値とするために、契約件数、契約金額など予算編成に必要な目標管理を十分にすることが必要である。例えば、(6)2受注でみたような、主な職群別事業実績(収入内訳があるがこの収支が賸るような数値管理)を管理していくことが望まれる。 ここで、見積書は会員の就業単価に11%の事務費を加算した積み上げ方式によっている。そこで、検討すべきは見積額の内11%という事務費が妥当かどうか検討の余地があるのではないかと思料する。 この点、団体の方向性としても、会員の高齢化がすすむ中、契約件数の増加を見込めないのであれば、契約金額を増やす方が課題であり、物価の高騰・人件費の上昇に対応できた形での報酬の金額を再検討する必要があると考えている。そのためには、ここまで事務の効率化や費用削減に努力したことを発注者にもきちんと説明した上で納得が得られるような契約金額の交渉が必要であるということであった。 このように、予算と実績を比較し事業実績を評価することが必要であるとともに、今後の事務費改定の検討に際しても、予算と実績との乖離に関する方針を決め予算と実績を比較できるようにした上で、効率化を説明できるような予算統制の体制をとることが必要であると考ええる。</p>	意見	<p>四半期ごとの実績と決算見込みの精度を上げ、予算の執行状況を把握・管理し、適切な予算統制に努めてまいります。 将来にわたり、安定した運営を行うため、事務の効率化や費用削減を前提とした上で、センター運営の財源となる事務費率の必要な改定について検討してまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
43	R06	298	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 11. 職業訓練法人久留米地区職業訓練協会 (指摘9)リース債務の貸借対照表の表示区分 貸借対照表の表示区分について、リース債務全額を流動負債に計上していた。 貸借対照表におけるリース債務の正しい表示区分は、下記会計基準に基づき、期末決算期から1年以内に支払期限が到来するものだけを流動負債に計上し、残りを固定負債に計上表示すべきである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>企業会計基準第13号リース取引に関する会計基準17項：貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。</p> </div>	指摘	<p>ご指摘をいただいた後、令和6年度から貸借対照表の記載を改め、期末決算期から1年以内に支払期限が到来するものを流動負債に、残りを固定負債に計上しております。今後も、会計基準に沿った適切な事務処理に努めてまいります。</p>	措置済
44	R06	298	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 11. 職業訓練法人久留米地区職業訓練協会 (意見35)ニーズ調査に基づく事業の有効性についての成果指標設定 地域における人材育成ニーズの調査に基づいた、事業収益を伸ばすことに注力することが必要であると考えます。 団体では、令和4年度に会員企業に対し「職業訓練の実態・ニーズ調査」及び令和5年度に「リスキリング調査」を実施している。 より広範囲に様々な需要を調査するため、「久留米市雇用・就労推進協議会(※1)」でニーズ調査を実施し、地域産業のニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握することが必要であると考えます。 ※1: 久留米市労政課内に事務局を設置している雇用・就労推進に関する協議会(構成メンバーは、久留米労働基準監督署、久留米公共職業安定所、福岡労働局雇用環境・均等部、福岡県筑後労働者支援事務所、福岡県久留米中小企業振興事務所、福岡県立久留米高等技術専門学校、連合福岡北筑後地域協議会、久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米東部商工会、田主丸町商工会、一般社団法人 筑後中小企業経営者協会、一般社団法人 福岡県中小企業団体中央会、一般社団法人 福岡県中小企業家同友会、職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会、公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター、久留米市) 団体の「存続(事業継続)の前提となる条件(ゴーイング・コンサーン)」は受講者数の増加であり、まずは、ターゲット・分野を明確にし、求職者、在職者等に対する指標(定員充足率、受講者数など)を設定した上で、自主財源につながる受託訓練B、向上訓練、自主訓練を伸ばすことが必須である。 また、これからはオンラインの受講の拡大や、育児や介護を抱えた在職者や求職者の方が訓練を受講し易くするためのコース設定などきめ細やかな対策も必要になってくると考えます。 まずは、企業のニーズを広範囲に調査、分析した上で、職業訓練協会の役割を理解し、成果指標を明確に設定することが重要になってくると考えます。</p>	意見	<p>安定的な事業推進に向けては経営基盤を確立していくことが重要であり、受講者数の増加を図っていく必要があります。 今後も、久留米市雇用・就労推進協議会を含め、地元企業等の要望を取り入れながら、ニーズに合った講座を充実させることにより、団体が担うべき役割を果たせるよう努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】
45	R06	299	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 11. 職業訓練法人久留米地区職業訓練協会 (意見36)中期の事業計画の策定 単年度の事業計画はあるものの、長期の事業計画はない。組織の継続なくして事業は行うことができない。そこで重要なのが中期事業計画である。 現在、事業ごとの収益は、会計システムより数値は把握できるようになっており、事業ごとの収入、経費を実績数値として計算できる体系はできている。 このため、事業ごとの収入、経費、損益を実績値として把握、予算未達の場合には、その時点での改善を図るPLAN DO SEEの体制が必要である。 職業訓練協会では、モノづくり関連、企業向けの階層別スキルアップ研修など多種多様な目的に応じたメニューの講座が受講しやすい価格で機動的に提供できるノウハウ、設備、講師陣が強みであると考えます。 職業訓練協会の強みと弱みを分析した上で、実現可能な計画として数値化し、予算と実績との差異を随時分析することを平成27年度の意見と併せて再度提案する。この中期事業計画には文書だけではなく、数値目標があって初めて予算と実績との差がでた場合の原因を追究することで、今後の経営課題について有効な議論ができる重要な材料となりうる。</p>	意見	<p>団体の有する強みを活かしながら、地域の職業訓練の拠点である久留米地域職業訓練センターを将来にわたって有効に運営していけるよう、数値目標を含めた中期事業計画等の策定について、協議を進めているところです。 今後の安定的な事業推進に向けた経営基盤の確立につながるよう収支の改善に取り組んでまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
46	R06	299	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 11. 職業訓練法人久留米地区職業訓練協会 (意見37)活発な意見など議論の深まる理事会の議事運営について 理事会議事録を閲覧したが、理事からの活発な意見をもとにした議論はなかった。健全な組織運営のため、理事会、監事監査等による内部管理の徹底(コーポレートガバナンス)を図るためには事業継続に向けた財務・事業に対する理事からの意見発言は必須であると考ええる。 現在単年度の次期計画や、決算承認といった定例的な事項の中にも意見36で述べたような長期的な視点からの計画を導入することで理事の監視が強化されると考える。 理事会の運営において、各理事の意見が活発にでるような議事運営を心がけられたい。</p>	意見	<p>より健全な組織運営のため理事の意見を反映していけるよう、事前に議事の趣旨やポイントを示すとともに、会議の席上で議長が発言を促すなど、活発な議事運営に努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】
47	R06	299	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 11. 職業訓練法人久留米地区職業訓練協会 (意見38)適正な公的支援の在り方について 市からの「自主訓練」に対する事業費補助金として、令和4年度から令和6年度にかけて、補助率が1/2から2/3となるように戻している。 外郭団体については、久留米市と十分に連携しつつ、できるだけ市の人的・財産的支援に依存しないあり方が求められる。補助率の増加にあたっては、理由を明確にし、上記意見36及び意見37に記載のとおり、成果指標の設定や中期計画を策定する中で、長期的視点に立った上で達成度を測ることが必要であると考ええる。</p>	意見	<p>事業費補助は、市と協議のうえ従前の補助率に戻したのですが、団体の収支改善を図ることは重要であると認識しております。 安定的な事業推進のため、収支改善による経営基盤の確立に向けて、中期事業計画等の策定について協議を進めてまいります。</p>	意見に対する見解
48	R06	314	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 12. 公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター (意見39)中期の事業計画の策定 現在、単年度の次年度計画を作成しているのみであり、中期の事業計画は策定していない。 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議(令和5年6月2日)の最終報告においても「収支相償」の考え方が検討され、「収支相償」に関して以下のような見解が示されている。(一部抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「中期的な収支均衡」 「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す。～中略～ 収支均衡の判定及び均衡状態を回復する際の「中期的」は、5年間とする。</p> </div> <p>これからは、「中期的な収支均衡」の確保が公益目的の会計に必要になってくる。団体の「存続(事業継続)の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)のためには、安定的な経営及び会員へのサービスの内容の充実を図ることが必要であり、そのためには、会員数の増加が必須である。 会員の増加数を「中期的な視点」から指標として設定し、その指標に基づいた予算数値を策定することが必要であると考ええる。実現可能な予算と実績との差異を随時分析し、差異の原因を追究することで、今後の経営課題について有効な議論ができる重要な材料となる。 このように、中期の事業計画は、団体の事業運営において有意義な手段になると考えられるため、必要であると考ええる。</p>	意見	<p>中期事業計画については、令和8年度中の策定に向け、令和7年度中に骨子を策定する予定で準備を進めています。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】
49	R06	315	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 12. 公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター (意見40)活発な意見など議論の深まる理事会の議事運営について 理事会議事録を閲覧したが、理事からの活発な意見交換はない。健全な組織運営のため、理事会、監事監査等による内部管理の徹底(コーポレートガバナンス)を図るためには財務・事業に対する理事からの意見発言は必須であると考ええる。 現在単年度の次期計画や、決算承認といった定例的な事項の中にも意見39で述べたような中期的な視点からの計画を導入することで理事の監視が強化されると考える。 理事会の運営において、各理事の意見が活発にでるような議事運営を心がけられたい。</p>	意見	<p>より健全な組織運営のため理事の意見を反映していけるよう、事前に議事の趣旨やポイントを示すとともに、会議の席上で議長が発言を促すなど、活発な議事運営に努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
50	R06	315	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各論 12. 公益社団法人久留米広域勤労者福祉サービスセンター (意見41) 法人法改正に基づく役員の補償契約及び損害賠償責任契約条項の導入検討 令和元年の法人法改正により、「補償契約に関する条項」及び「役員等のために締結される保険契約」が新設されているが、団体において採用の検討がなされていなかった。 令和元年の改正では、補償契約及び損害賠償責任保険契約に関する手続き等が明確になり、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に関して第三者に対する損害賠償責任を負うことを過度に恐れることによりその職務の執行が委縮することを防止し、役員等に対して適切なインセンティブを付与することのほか、適度な防御活動によって会社の損害の阻止する意義が認められることが法人法改正の趣旨である。 以上のような法人法改正の趣旨に則り、導入を検討されてはどうか。</p>	意見	<p>久留米広域勤労者福祉サービスセンターでの事業内容等から役員が第三者に対して損害賠償責任を負うリスクを精査し、今後、「役員賠償責任保険」に導入について検討を行ってまいります。</p> <p>なお、全国のセンター約200団体が加盟する(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)が、各センターで契約手続きを簡略化できる「団体契約」での導入を目指して検討が進められていましたが、令和7年9月に実施した、「役員賠償責任保険の導入検討に関するアンケート」では、「導入の予定がない」という回答が134でした。(導入済み27・予定2・検討中40)</p>	検討中
51	R06	329	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各論 13. 公益財団法人久留米市都市公園管理センター (意見42) 公益財団法人における理事・評議員の構成の見直し (現状の課題) 現在、本財団の理事及び評議員の構成において、自治体職員、市長、市議会議員の割合が非常に高く、構成が偏っている。この状況は、多様な視点や専門的知見が十分に活用されていない可能性を示唆している。 (提言内容) 財団の事業内容に応じた専門的知見を有する多様な人材を理事及び評議員に含めることで、団体の目標達成に資する効果的な意思決定が可能となる。以下に具体例を挙げる。 ①自然環境や生態系保全事業 ・対象となる事業: 公園管理事業、鳥類センター事業 ・求められる人材: 環境学者、鳥類研究者、生物多様性の専門家 ・期待される役割: 地域の自然環境を活用した事業提案 希少鳥類の保護活動の視点を取り入れた運営方針の提案 ②スポーツ・レジャー関連事業 ・対象事業: プール事業、ゴルフ事業 ・求められる人材: スポーツ関連事業者、レジャー産業経験者、施設管理専門家 ・期待される役割: 地域住民が参加しやすいイベントの企画 施設の集客力向上に向けた施策の立案 ③観光振興に関わる事業 ・対象事業: 鳥類センター事業、ゴルフ事業 ・求められる人材: 観光業界の関係者、地域振興の経験者 ・期待される役割: 地域の特色を生かしたマーケティング戦略の立案 観光プランの提案を通じた地域経済の活性化 ④財務・経営に関する支援 ・対象事業: 収益性向上が困難な事業 ・求められる人材: 地域企業の経営者、公認会計士 ・期待される役割: 効率的な資金管理手法の提案 財務改善に向けた計画策定 以上の観点から、現在の自治体職員や議員等に偏った理事及び評議員構成について見直しを行い、団体の目標に沿った多様な人材を構成員に加えることが必要である。この多様性の確保により、事業推進における専門性が向上し、地域社会への貢献度をさらに高めることが期待される。</p>	意見	<p>理事・評議員の数は定款によって6～15人以内としており、構成は市議会、行政からが多く、専門的知見から獣医師や民間団体の方にお願ひしています。今後役員の人選については意見を踏まえ、所管部局と調整・検討いたします。</p>	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
52	R06	330	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各論                      13. 公益財団法人久留米市都市公園管理センター                      (意見43)ゴルフ事業における改善策の検討と、事業の継続など長期的な視点での抜本的検討                      (現状の課題)                      ゴルフ場の利用者数は、平成8年度の9万1350人をピークに減少傾向が続き、令和5年度には大雨による災害により施設復旧に時間を要し、2週間以上の臨時休業を余儀なくされたこともあるが、5万5733人まで落ち込んでいる。この減少は以下の要因によるものと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の高齢化</li> <li>2. 若年層のゴルフ離れ</li> <li>3. 競合施設による利用料の低額化などの市場変化</li> </ol> <p>これにより、当ゴルフ上の経営環境は厳しさを増している。                      (これまでの取り組み)                      利用者数の増加を目的に様々な施策を試みてきたが、現状では十分な成果を上げるには至っていない。この背景には、ゴルフ場利用者の減少が本ゴルフ場に限りならず、全国的な傾向である点が挙げられる。                      (今後の方針)                      利用者減少の全体的な傾向を踏まえ、本団体の努力のみでは状況を根本的に改善することが困難である。そのため、以下の方針について検討する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現状維持を前提とした改善策の模索</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つあるゴルフ場を1つに縮小するなどゴルフ場運営の効率化やサービス向上を図ることで、短中期的な収益性の維持に努める。</li> <li>・高齢者層や若年層のターゲット別施策を強化する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 新たな活用方法の検討</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場の資産を活用した代替事業の展開(アウトドア活動やイベントスペースとしての活用など)。</li> <li>・地域住民が参加しやすいアクティビティや施設の導入を検討。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. ゴルフ事業からの撤退検討</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的にゴルフ事業からの撤退を視野に入れ、具体的なシナリオを策定する。</li> <li>・撤退後の土地活用や施設の再利用計画を策定し、地域社会にとって有益な選択肢を模索する。</li> </ul> <p>利用者減少の現状を踏まえ、短期的な改善策を講じつつ、長期的にはゴルフ事業の継続可能性について抜本的な検討を行う必要がある。本団体の持続可能性を確保し、地域社会への貢献を最大化するための戦略的判断が必要となる。</p>	意見	<p>ゴルフ事業は、市民や利用者への憩いの場、安らぎの場の提供、市民の健康づくり、生きがいを支援しています。しかしながら、ゴルフプレイヤーの高齢化等により、年々利用者が減少し、収支改善が課題となっており、集客増に向けた取り組みを強化したいと考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①利用状況に応じた営業時間の見直し</li> <li>②夏・冬閑散期に特別コンペの開催</li> <li>③福岡、佐賀、市内大学へのPR活動</li> <li>④福岡、筑後、八女、佐賀方面のゴルフ練習場へのPR活動</li> <li>⑤利用料金の改正</li> </ol> <p>【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
53	R06	331	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各論                      13. 公益財団法人久留米市都市公園管理センター                      (意見44)ゴルフイベントの名称の見直し                      (現状の課題)                      現在、当ゴルフ場で実施されているゴルフイベントには、「市長杯」「市議会議長月例会」「理事長月例会」など、特定の役職や個人との関連性を強調する名称が使用されている。このような名称には以下の懸念が伴う。</p> <p>1. 中立性の欠如                      ・特定の役職や人物の影響力を強調する印象を与え、中立性に欠けると受け取られる可能性がある。</p> <p>2. 誤解の生じる可能性                      ・個人のプロモーションや政治活動との関係を連想させる場合があり、不適切な印象を生む恐れがある。                      ・ゴルフ愛好家に対する市長などからの特別な優遇とみなされる可能性がある。</p> <p>3. 自治体の影響下にあるとの印象                      ・当団体が独立した法人格を持つにもかかわらず、自治体の直接的な影響下にあるような誤解を招きかねない。</p> <p>(提言内容)                      イベント名称の見直しを行い、より中立的かつ公正な印象を与えるものとする。団体の独立性を強調し、広く市民に親しまれるイベント運営を目指すべきである。</p> <p>(変更の方向性)                      ・特定の役職や個人名を排除し、市民全体を対象とした公平性を強調する名称とする。                      ・例:「久留米オープンゴルフ大会」「久留米フレンドシップカップ」「久留米交流ゴルフ大会」など</p> <p>(期待される効果)                      1. 中立性の確保                      ・公平で独立した法人運営への信頼性を向上させる。                      2. 広範な市民参加の促進                      ・特定の役職に関係なく、地域住民全体が親しみやすいイベントとなることで参加者の増加が期待される。                      3. 誤解の防止                      ・政治的影響や個人のプロモーションといった誤解を排除し、団体の中立性と公共性を強化する。                      イベント名称の見直しを通じて、当団体の中立性と独立性をさらに強調し、市民に開かれた公平な運営を実現することが重要である。適切な名称変更は、地域社会との信頼関係を深めるとともに、団体の持続可能な発展に寄与するものとする。</p>	意見	令和8年1月以降のイベント名称の変更を行います。 長門石 市長杯 ⇒ 理事長月例会 議長杯 ⇒ 長門石オープン月例会 城島 市長月例会 ⇒ 城島チャレンジカップ 市議長月例会 ⇒ 城島オープン月例会	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
54	R06	332	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各論 13. 公益財団法人久留米市都市公園管理センター (意見45)公平性や利用促進の観点からの鳥類センターの利用料金体系の見直し 鳥類センターは地域社会における貴重な学びの場であり、子どもから高齢者まで幅広い世代に教育的及び社会的価値を提供している。その一方で、現在の利用料金体系にはいくつかの課題が存在し、特定の年齢層における利用のハードルが高い状況となっている。現行の利用料金体系を見直し、より公平かつ利用促進につながる改定を検討されたい。 (現状の課題)</p> <p>1. 高校生の利用料が大人と同額である ・高校生は収入が限られているため、大人と同額の利用料は経済的負担が大きい。 ・教育的意義を持つ施設として、進路選択や学びの機会を提供する役割を考慮すれば、高校生の利用を促進するための料金設定が求められる。</p> <p>2. 大学生の料金体系が配慮されていない ・大学生はアルバイト等の収入があるとはいえ、安定した収入を持たない点では高校生と類似している。 ・教育的効果を考慮すると、高校生と同様に大学生にも特別料金を適用することが適切であると考えられる。</p> <p>3. 65歳以上の高齢者の無償であること ・高齢者は年金等の安定した収入がある場合が多く、無償であることは公平性の観点から再検討が必要である。 ・教育的意義を優先する年齢層(高校生、大学生)とのバランスを考慮し、無償化の見直しが妥当である。 (提案内容)</p> <p>1. 高校生及び大学生の料金の見直し ・高校生及び大学生の利用料を大人料金から低額(例:大人料金の50%)に引き下げる。 ・可能であれば特定の曜日や月間に高校生・大学生の無料入場日を設ける。</p> <p>2. 65歳以上の高齢者料金の再設定 ・現在の無償化を見直し、以下のいずれかを導入。 ・低額料金の設定:大人料金の50%程度。 ・曜日限定の無償化:平日限定や特定の曜日に無料入場を提供。</p> <p>3. 教育的プログラムの拡充 ・高校生:職場体験等の利用が既に実施されていることを踏まえ、それらの機会をさらに拡充させる ・大学生:研究や博物館実習等での無料利用が既に行われていることを踏まえ、その活用の幅を拡大し、さらなる利用促進を図る。</p> <p>4. 広報活動の強化 ・改定後の料金体系や特別プログラムを積極的に広報し、利用者層の拡大を図る。 ・特に高校・大学の教育機関とさらに連携を深め、施設の教育的価値を周知。 ・ソーシャルメディアやウェブサイトを活用し、幅広い世代にアプローチする。 (予測される影響)</p> <p>1. 利用促進 ・高校生及び大学生の料金引き下げにより、これらの層の利用が促進される。 ・特に進路選択や学びの場として、学生層の利用が活性化する。</p> <p>2. 財務への影響 ・高校生及び大学生の利用者増加により、料金引き下げによる減収が一定程度補填される見込み。 ・高齢者無償化見直しにより、施設運営の財務負担が軽減される可能性。</p> <p>3. 公平性の向上 ・利用料の見直しにより、各世代が公平に施設を利用できる環境が整備される。 鳥類センターの利用料金体系を見直すことで、教育的価値の高い施設としての役割をより効果的に果たし、地域社会における学びの場としての魅力を向上されることが期待される。</p>	意見	<p>1 高校生及び大学生の料金の見直し 高校生は毎週土曜日入園無料としています。大学生は、入園料自体が350円と安価であり、割引は検討していません。他園の料金体系も同じような区分になっています。</p> <p>2 65歳以上の高齢者料金の再設定 昨年度までは市内居住の65歳以上は入園無料でしたが、今年4月入園料の改定を実施、65歳以上も一般の大人と同じ料金としました。</p> <p>3 教育プログラムの充実 高校生については、職場体験プログラムを用意し、より多くの生徒が業務に触れ、学びを深める機会を提供しています。大学生については、現在、熊本大学国際先端医学研究機構と連携し、絶滅危惧種であるマクジャクの保全研究としてインドクジャクの卵を同大学に提供しています。</p> <p>4 広報活動の強化 令和7年度からは、中学生以下の入園料が無料になりました。これに伴い、市内の小学校・幼稚園・保育園には広報チラシを配布し、さらに近隣の旅行会社にも情報を提供することで、団体利用などの促進を図っています。また、園の裏側を紹介する「バックヤードツアー」については、YouTubeやX(旧Twitter)を通じて情報発信を行い、広くPR活動を行っています。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
55	R06	333	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各論 13. 公益財団法人久留米市都市公園管理センター (意見46)利用者増に向けたYouTube動画投稿増による魅力の発信 鳥類センターでは、令和5年度に4つの動画をYouTube上に投稿した。この投稿数は、潜在的な需要に対して少ないと考えられる。投稿された動画は、ほとんど編集を加えないシンプルな内容であるにもかかわらず、再生回数の合計が7,000回に達しており、この分野における一定の潜在需要が伺える。これを踏まえると、動画の投稿数を増やすことで、それぞれの動画の再生回数が相乗効果によって増加する可能性が高い。 また、最近の若い世代では、動画制作や投稿に慣れている者も多く、動画投稿に関心を持つ飼育員を採用することで、比較的負担を抑えながら投稿数を増やすことが可能である。その結果、鳥類センターの魅力より効果的に発信でき、利用者数や認知度の向上につながることを期待できる。 以上の点から、今後の動画投稿に増加に向けた取り組みを積極的に検討されたい。</p>	意見	<p>SNSによる情報発信は鳥類センターの魅力向上につながるかと認識しています。令和6年度は、すべてのSNS投稿を増やすことで、YouTubeのチャンネル登録者数は1000人を達成し、Instagram等のフォロワー数も2800人を超え、多くの方に注目されてきました。その効果もあり、多くのメディアで紹介され、鳥類センターの知名度が高まり、来園者数・収入ともに過去最高を記録し、目標の13万人に迫りました。今後もさらなる利用者獲得を目指して取り組んでまいります。</p>	措置済
56	R06	333	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各論 13. 公益財団法人久留米市都市公園管理センター (意見47)鳥類センターのテーマに沿った収益方法の検討 鳥類センターには、100円玉を投入して一定時間動くキャラクターの乗り物やゴーカートなど業者が設置したプレイランドがあり、その売上の14%が公営財団法人の収益となっている。 しかしながら、これらの遊具は鳥類センターの主目的である鳥類の展示や教育的価値との親和性が低いように思われる。鳥類センターの主役は飼育されている鳥類であり、これらの遊具が目的となることは、本来期待される鳥類観察や学習の機会を損なう可能性がある。特に、子どもを連れて来場した親御さんにとって、遊具が子どもの注意を引きつけ、鳥類への関心を削ぐ結果となることは懸念される。 一方で、収益向上のための手段は遊具設置以外にも多く考えられる。例えば、以下のような鳥類センターのテーマと親和性の高い取り組みが挙げられる。 ・鳥類ガイドツアーの拡充 ・鳥のエサやり体験の拡充 ・鳥類飼育体験の拡充 ・オリジナルグッズ販売の拡充 ・自然観察キットの販売 ・鳥類をテーマにした映画の上映 ・鳥の映像を用いたAR体験 これらの取り組みは、鳥類センターの教育的価値や魅力を高めるだけでなく、収益性の向上にも寄与する可能性がある。これらの案を実施することで、鳥類センターのブランド価値を高め、利用者層の拡大にもつながると考えられる。 したがって、現行の遊具設置による収益モデルについて再検討し、鳥類センターのテーマに沿った収益方法への転換を図ることを検討されたい。</p>	意見	<p>鳥類センターのテーマに沿った取り組みとして、毎週日曜日に動物ふれあいコーナー、不定期にバックヤードツアーを無料開催しています。また有料で園内で常時エサやり体験ができる他、オリジナル商品の販売も行っています。 令和7年度には、当園のヒクイドリに、映画配給会社から映画「ヒクイドリを喰う」の応援隊長としての就任依頼があり、映画とのタイアップイベントを展開しました。一方で、遊具の設置による収益は貴重な財源であります。遊具設置業者と共同でイベントも行っています。今後については現在のメニューの拡大と他の動物園の取り組みを調査し検討します</p>	措置済
57	R06	334	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各論 13. 公益財団法人久留米市都市公園管理センター (意見48)施設の有効活用に向けた市民流水プールの稼働日数増に関する検討 令和5年度の市民流水プール事業は、入場者44,585人、入場料収入20,419,860円となり、令和4年度を大きく上回った。(前年対比は、入場者166%、入場料収入167%) これは令和4年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため最大滞在者数を500人に制限していたが、令和5年度にこれを解除した事による。入場数はリニューアル時に匹敵する数まで上昇しており、市民の当該施設に対する期待が大きい事がうかがえる。ここで、市民流水プールの稼働日数は年間40日(令和5年度)のみであり、残りの約320日は営業期間外という事で利用されていない。施設の活用策として、例えば、開閉式の屋根を設置し、温水プールにする事で1年間稼働できるようにする事は検討できないだろうか。 夏休み期間の小中学生以外にも、近隣の社会人や高齢者が年間を通じて利用できる施設として活用する事を考えてみてはどうかと考える。</p>	意見	<p>市民流水プールは市の所有物であり施設の改修等は市が行い、当財団はプールの運営のみを担当しています。稼働日数については、小学校の夏休み期間を中心とし、前後の土日祝日という考え方で久留米市と協議の上、決定しています。</p>	意見に対する見解
58	R06	347	教育部	学校保健課	<p>第5章 各論 14. 久留米市学校給食会 (指摘10)納入指定業者の誓約書の早急な提出 納入指定業者が提出すべき誓約書は、契約の遵守、ひいては食材の品質や安全性、安定供給を担保する重要な文書である。令和6年4月より納入指定業者に登録されて既に半年以上が経過しており、未だ誓約書の提出がない納入指定業者には、誓約書の重要性を理解いただき、早急に提出を求めるべきである。</p>	指摘	<p>誓約書未提出であった納入指定業者に提出を求め、すべての納入指定業者が誓約書を提出しました。 なお、今後は登録時に速やかに提出するよう指導いたします。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
59	R06	347	教育部	学校保健課	<p>第5章 各論                      14. 久留米市学校給食会                      (指摘11)4地域を含めた市全域の給食物資の不具合及び処理対応の把握                      4地域の給食物資についても苦情は発生しているにもかかわらず、久留米市学校給食会の事業報告書には、4地域で発生した苦情件数が反映されていない。4地域については、給食物資の不具合があった場合、各学校が直接対応し、物資選定委員会内で処理結果等を報告しているとのことである。もっとも、城島・三潴地区の物資選定委員会の議事録には苦情処理状況の記録があるが、田主丸、北野地区の物資選定委員会の議事録には記録がなかった。                      4地域が久留米市学校給食会の所轄に含まれた趣旨は、久留米市全域において統一的な基準のもと、安全な物資を供給することにある。したがって、久留米市学校給食会としては、4地域の給食物資に対する苦情内容を久留米ブロックと同様に把握し、納入業者の対応をチェックすべきである。距離や人員の問題から、直接の処理対応を学校が行う場合であっても、物資選定委員会を通して、記録に基づき、苦情内容とその処理対応を把握するべきであるし、事業報告書にも反映すべきである。</p>	指摘	<p>4地域の各ブロックで発生した給食物資の不具合や処理対応について、物資選定委員会において、記録に基づき報告を受け、把握するようは正しています。なお、苦情処理状況等については、集約した市全域の情報を事業報告書に記載する予定です。                      【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】
60	R06	347	教育部	学校保健課	<p>第5章 各論                      14. 久留米市学校給食会                      (意見49)随意契約の理由の具体的な記載について                      久留米ブロックが青果の一部についてめぐみの里と随意契約を行っているが、その理由は、久留米市学校給食物資取扱要綱第8条2項の「生産、製造、加工、配送等の事由により、性質上、競争入札に適しない給食物資であるとき」に該当するためとのことであり、決裁書にも同様に記載されていた。                      学校給食費は保護者の負担であり、学校給食会が担うのは公益的事業であることから、取引の透明性・公平性の確保が求められる。従って、例外的に随意契約を行う場合は、当該物資のどのような性質からどのような理由で競争入札に適しないという判断がなされたのか、具体的に記載し明確にすることが望ましい。</p>	意見	<p>今後、随意契約を行う場合は、業者選定理由を明確にするため、具体的な理由を記載します。なお、「めぐみの里」は、減農薬栽培の柑橘類を安価で大量納品できる業者が1者であるため、随意契約としています。                      【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】
61	R06	347	教育部	学校保健課	<p>第5章 各論                      14. 久留米市学校給食会                      (意見50)4地域における契約書の作成                      契約書は、安全な給食物資の安定供給、取引の透明性を確保するため、また不測の事態に備えるために必要であるから、4地域においても給食物資納入の際には価格・量を明示した契約書を作成することが望ましい。</p>	意見	<p>4地域における給食物資納入について、価格を明示した契約書を作成するようは正しました。なお、数量については納入当日まで学校都合による変更があり、確定できないため、契約書には記載していませんが、FAX等により明示するよう努めています。</p>	意見に対する見解
62	R06	348	教育部	学校保健課	<p>第5章 各論                      14. 久留米市学校給食会                      (意見51)4地域における契約のあり方について                      4地域も久留米市学校給食会の所轄に含まれたことで、久留米市全域において統一的な基準のもと、給食物資の質・量・安全性が保たれることが期待できる。しかしながら、現状は、4地域においては、久留米市学校給食会の所轄となる以前の慣習による取引が継続している。学校給食会としては、業者側の事情を汲み取りつつも、学校給食の趣旨を納入業者に理解していただくよう努め、取引の手続的な基準を明確にし、契約書の整備を行う、随意契約を行う場合はその理由を明確にして決裁書等に記録することが望ましい。</p>	意見	<p>4地域においても、地域や業者の事情等を踏まえた上で、給食物資の質・量・安全性の確保、向上のため、契約書の整備など事務取扱の統一を進めていきます。</p>	意見に対する見解
63	R06	348	教育部	学校保健課	<p>第5章 各論                      14. 久留米市学校給食会                      (意見52)給食試食会の4地域における実施                      久留米ブロックを対象に行われている給食試食会は、4地域においても行われることが望ましい。</p>	意見	<p>給食試食会については、近年参加者が減少しています。そのため、久留米ブロックについても、令和8年度以降は試食会を実施しない予定としています。                      【措置方針を決定】</p>	措置済 【今後の措置方針を決定】